

【対象者】	
1	<p>がん以外の特別な疾病や原因不明な疾病とは具体的に何になりますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円形脱毛症（全頭型） ・ トリコチロミア ・ 休止期脱毛 ・ 内分泌機能（下垂体、甲状腺、副甲状腺、副腎）異常 ・ 過度な栄養障害（ビタミンA過剰、鉄欠乏、亜鉛欠乏等） ・ 皮膚感染症（細菌、真菌症等） ・ 瘢痕性脱毛（熱傷、外傷等） <p>上記の疾病で治療や手術を受けた方、治療中の方を想定していますが、他の疾病で医療用補正具を購入された方は、北茂安保健センターにお問い合わせください。</p>
2	<p>購入日時点でみやき町民ではなかったが申請できますか。</p> <p>申請日時点でみやき町に住居登録があれば申請できます。</p>
3	<p>転入前に他の市町村で同様の補助を受けましたが、みやき町でも申請できますか。</p> <p>当該年度において、他市町村で実施している補正具等の購入補助を受けた場合は、受領した金額にかかわらず補助対象外となりますが、新たに別の補正具等を購入された分については申請できます。 なお、他市町村で実施されている補正具の補助は、みやき町とは補助金額や対象となる医療用補正具の範囲が異なっていることがあります。</p>
【医療用ウィッグ】	
4	<p>医療用ウィッグは全頭タイプ以外でも対象となりますか。</p> <p>外見上、ウィッグに見える状態（部分ウィッグも可）の物であれば対象となります。装着用ネットも対象となります。</p>
5	<p>医療用ウィッグはすでに持っているが、装着用ネットを買い足したい。装着用ネットだけでも対象になりますか。</p> <p>対象となります。</p>
6	<p>手作りウィッグの材料費も補助対象となりますか。（市販帽子、手作り帽子、ターバン、スカーフ等）</p> <p>対象となりません。</p>
7	<p>ウィッグは必ず、医療用である必要はありますか。</p> <p>医療用・美容用は問いません。 対象は、がん治療やがん以外の特別な疾病による脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグです。</p>
【乳房補正具】	
8	<p>乳房補正具はどのような物が対象になりますか。</p> <p>手術による乳房の形の変化に対応するための、補正下着・補正パッド・人工乳房・人工乳頭が対象になります。ただし、体型を整えるための補正下着は対象外です。</p>
9	<p>乳がん用バスタブカバー（温泉入浴着）は対象になりますか。</p> <p>対象となりません。</p>
10	<p>乳房再建術を行った場合、その費用は補助対象となりますか。</p> <p>乳房再建術の費用は対象にはなりません。</p>
【医療用補正具（共通）】	
11	<p>付属品及びケア用品は補助対象となりますか。</p> <p>対象となりません。 （例）シャンプー、トリートメント、専用スプレー、専用ピュアウォーター、専用消臭ミスト、専用美容液、専用ブラシ、専用スタンド、手入れ用品</p>
12	<p>定期支払（レンタル）の場合は補助の対象となりますか。</p> <p>定期支払（レンタル）は対象外です。</p>
13	<p>アピランスケア用品は様々で、申請の対象となるものかどうか分からない場合はどうしたらよいですか。</p> <p>補助対象は医療用ウィッグ、乳房補正具としていますが、補助対象かどうかの判断が困難な場合は個別にご相談下さい。</p>
【申請】	
14	<p>対象者が未成年の場合はどうしたらよいですか。</p> <p>対象者が18歳未満の場合は、保護者が申請してください。その場合、委任状は必要ありません。なお、補助金は保護者の口座に支払います。</p>
15	<p>本人が申請できない場合、代理で申請できますか。</p> <p>原則として、補助対象者（患者様ご本人）に申請をお願いしておりますが、ご本人が申請できない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。その場合は、申請書に委任状を添付してください。 委任状の様式は、ホームページに掲載しております。</p>
16	<p>本人以外の口座に振り込むことはできますか。</p> <p>可能です。その場合も、申請書に委任状を添付してください。</p>
17	<p>領収書は原本の提出が必要ですか。</p> <p>領収書は原本ではなく、写しの提出で構いません。</p>
18	<p>領収書に内訳が書いていないが申請可能ですか。</p> <p>本体価格等の内訳が確認できる領収書が必要です。 領収書には、必ず宛名（補助対象者の氏名）、購入日、金額、金額の内訳、領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。領収書で本体価格が分からない場合は、購入明細書・納品書等を追加提出してください。（領収書の記載金額が一致することが必要です。） ※提出書類で購入内容が確認できない場合などは、追加書類のお願いや、電話で聞き取りをする場合がありますので、申請書には日中連絡のとれる電話番号を記載してください。</p>
19	<p>クレジットカードやインターネットで購入して領収書がない場合はどうしたらよいですか。</p> <p>領収書が必要です。購入店に領収書の発行依頼をしてください。</p>
20	<p>領収書に、補助対象外の商品も含まれてますが、その領収書で申請可能ですか。</p> <p>対象の商品が明記されていれば、申請可能です。</p>
21	<p>購入に伴う手数料及び送料等は助成の対象になりますか。</p> <p>対象となります。</p>
22	<p>郵送でも申請も可能ですか。</p> <p>郵送申請も可能です。ただし郵送料は補助対象外です。</p>
23	<p>申請期限は、いつまでですか。</p> <p>申請期限は、対象となる医療用補正具を購入した日から1年以内です。 例）購入日が令和4年9月1日の場合は、令和4年8月31日から令和5年8月31日までに申請してください。</p>
24	<p>補助の上限額（2万円）に達しなければ、複数回申請をしてもよいですか。</p> <p>補助対象者1人あたりの上限額（2万円）以内であれば、申請回数や領収証の枚数に制限はありません。</p>
25	<p>同一対象者に対する補助回数の制限はありますか。</p> <p>毎年度補助が可能で、補助上限額は医療用ウィッグ、補正具それぞれに1年度あたり2万円を上限とします。</p>
26	<p>みやき町より、以前に同様の補助を受けたが、今回申請することは可能か。</p> <p>令和3年度以前は、補正具の区分ごとに、過去に補助金の交付を受けた方は、対象者となりませんでしたが、令和4年度より過去に補助金の交付を受けた方に対しても補助金の交付が可能となりました。 令和4年4月1日以降に購入された物については、申請することが可能です。</p>
27	<p>数年前に乳房切除を受け、今回、乳房補正具を購入しました。申請をすることはできますか。</p> <p>可能です。治療や手術を受けた日に要件はありません。対象となる医療用補正具を購入した日から1年以内に申請をお願いします。</p>
28	<p>手術や治療の完了から数年が経過しており、必要書類である治療や手術を行ったことが分かる書類（お薬手帳、治療計画書、診療明細書、診断書等）が手元にない。申請することはできないのか。</p> <p>補助対象者であることを証明するために、治療や手術を行ったことが分かる書類は必要になります。しかし、手術や治療の完了から数年が経過しており、お手元に残っていない場合などは、個別にご案内しますので、北茂安保健センターにお問い合わせください。</p>
【その他】	
29	<p>医療用ウィッグや乳房補正具にどんなものがあるのか、どれを選んだらよいかわかりません。また、治療や療養生活についても悩んでいます。どこに相談したらよいでしょうか。</p> <p>病院の医療福祉相談室やがんサロン、国立がんセンターホームページの「がん情報サービス」でも紹介しています。</p>